

自治体内弁護士等任用支援事務所募集要領

(目的)

第1条 この要領は、国、地方公共団体等に任用されることを希望する弁護士（以下「弁護士任用希望者」という。）及び国、地方公共団体等における任期を終了した弁護士（以下「弁護士任用終了者」という。）を支援する事務所（以下「支援事務所」という。）を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支援事務所の要件)

第2条 弁護士任用希望者を支援する支援事務所は、次に掲げる要件を満たす事務所とする。

- (1) 弁護士任用希望者を支援する目的に賛同すること。
- (2) 弁護士任用希望者を任期が始まるまでの間、事務所で執務させる方法により支援を行うことが可能なこと。
- (3) 当該事務所の弁護士が弁護士任用希望者と事件を共同受任する等弁護士任用希望者が国、地方公共団体等に任用される際の業務の引継ぎ等に関し、弁護士任用希望者の負担の軽減に協力することが可能なこと。

2 弁護士任用終了者を支援する支援事務所は、次に掲げる要件を満たす事務所とする。

- (1) 弁護士任用終了者を支援する目的に賛同すること。
- (2) 弁護士任用終了者の受入れに関し、受入期間その他の個別の条件を検討することが可能なこと。

(支援事務所の欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）の事務所は、支援事務所とすることができない。

- (1) 当該弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (2) 当該弁護士と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (3) 当該弁護士が弁護士法人の事務所と事務所を共にする場合にあっては、その弁護士法人、その弁護士法人のいずれかの事務所又は社員等（弁護士法人の社員又は使用人である弁護士又は外国法事務弁護士をいう。以下同じ。）が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (4) 前号に規定する場合において、その弁護士法人の他の事務所と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。

- (5) 当該弁護士法人、そのいずれかの事務所又はその社員等が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (6) 当該弁護士法人と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (7) 当該弁護士が弁護士法人の社員等である場合にあっては、その弁護士法人、その弁護士法人のいずれかの事務所又は他の社員等が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (8) 前号に規定する場合において、その弁護士法人のいずれかの事務所と事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中であるとき。
- (9) 弁護士等の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるとき。

(支援事務所の登録手続)

第4条 本会は、支援事務所を募集する。

- 2 支援事務所の募集に応募しようとする弁護士及び弁護士法人は、本会に自治体内弁護士等任用支援事務所応募申込書（別記様式）を提出しなければならない。
- 3 本会は、自治体内弁護士等任用支援事務所応募申込書を受け取ったときは、前2条に規定する要件及び事由について審査する。この場合において、本会は、応募した弁護士等の所属弁護士会に対し、審査に必要な事項を照会することができる。
- 4 本会は、応募した弁護士等が前条各号に掲げる事由のいずれにも該当せず、その事務所が第2条に規定する要件を満たすときは、当該弁護士等及びその事務所を支援事務所登録名簿に登録し、その旨を当該弁護士等の所属弁護士会に通知する。
- 5 本会は、支援事務所登録名簿を次に掲げる者の閲覧に供する。
 - (1) 弁護士任用希望者
 - (2) 弁護士任用終了者
 - (3) 国、地方公共団体等に任用されている弁護士
 - (4) 国、地方公共団体等に任用されるに当たり弁護士登録を取り消した者であつて、任期中のもの及び任期を終了したもの（任期終了後弁護士登録を請求する予定の者に限る。）
- 6 本会は、支援事務所登録名簿に登録した弁護士等が前条各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、又はその事務所が第2条に規定する要件を欠くに至ったときは、当該弁護士等及びその事務所を支援事務所登録名簿から抹消し、その旨を当該弁護士等の所属弁護士会に通知する。

(弁護士任用希望者及び弁護士任用終了者の受入れ等)

第5条 弁護士任用希望者及び弁護士任用終了者は、支援事務所登録名簿に登録された弁護士等（以下「支援弁護士等」という。）の事務所での執務を希望するときは、当該支援弁護士等と協議の上、執務の可否、執務する場合の条件等を決める。

2 本会は、弁護士任用希望者又は弁護士任用終了者を受け入れることとなった支援弁護士等に対し、受入れの状況について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成27年5月28日から施行する。

別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

日本弁護士連合会 御中

申込者（弁護士法人の場合は代表社員）の氏名

※職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。

登録番号（弁護士法人の場合は届出番号）

自治体内弁護士等任用支援事務所応募申込書

弁護士任用希望者及び弁護士任用終了者を支援する目的に賛同し、支援事務所に応募します。

（応募する支援事務所にチェックを入れてください。双方の支援事務所に応募する場合は両方にチェックを入れてください。）

弁護士任用希望者の支援事務所

弁護士任用終了者の支援事務所

1. 事務所の名称 _____
2. 弁護士法人の名称 _____
3. 事務所の所在場所 _____
・最寄り駅 _____ 線 _____ 駅
4. 電話番号 () _____ FAX番号 () _____
5. 所属弁護士 人数 _____ 名 (期～ 期)
6. 連絡先 担当者の氏名 _____
7. ホームページアドレス _____

※御提供いただいた情報は、本会のプライバシーポリシーに従い、厳重に管理いたします。また、この情報は、本会のホームページへの掲載等の方法により、自治体内弁護士等任用支援事務所募集要領第4条第5項各号に掲げる者に提供することを目的として利用します。